

第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画 策定について

〈令和6年度 第1回 野洲市子育て支援会議〉
と き：令和6年6月11日（火）
ところ：野洲市役所 本館2階 第5会議室
健康福祉部 こども家庭局 こども課

資料の構成

1. 子ども・子育て支援事業計画について・・・ P3～4
2. 計画策定のスケジュール等・・・・・・・・・・・・ P5～7
3. 第2期計画の評価と検証について・・・・・・・・ P8～10
4. 次回の検討項目　・・・・・・・・・・・・ P11～12

1. 子ども・子育て支援事業計画について

計画の位置づけ

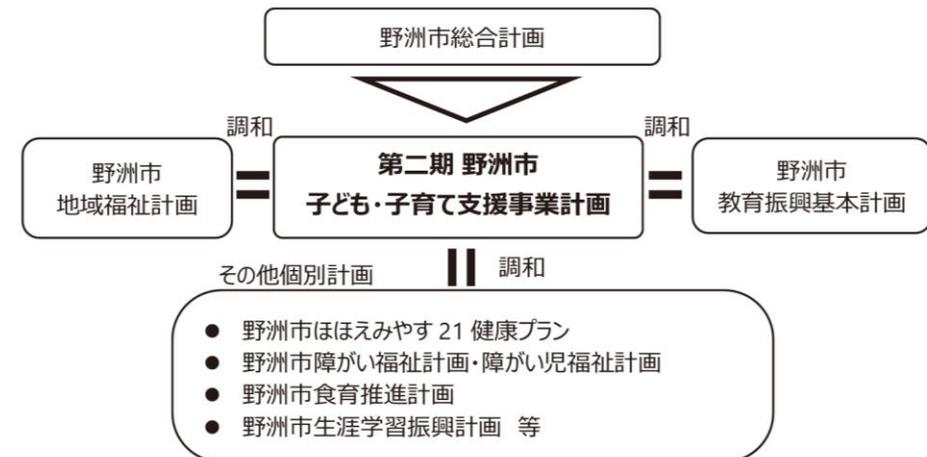
■法的な位置づけ

「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条において、すべての市町村が策定を義務づけられている法定計画です。

市町村は、5年を1期として、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の**需要予測（量の見込み）**と、それを充足するための**提供体制（確保方策）**を決定する必要があります。需要予測を立てるため、利用実績やアンケート調査から、潜在的なニーズや将来的なニーズの変化を的確に捉え、実効性・実現性をもった計画とする必要があります。

■他計画との関連

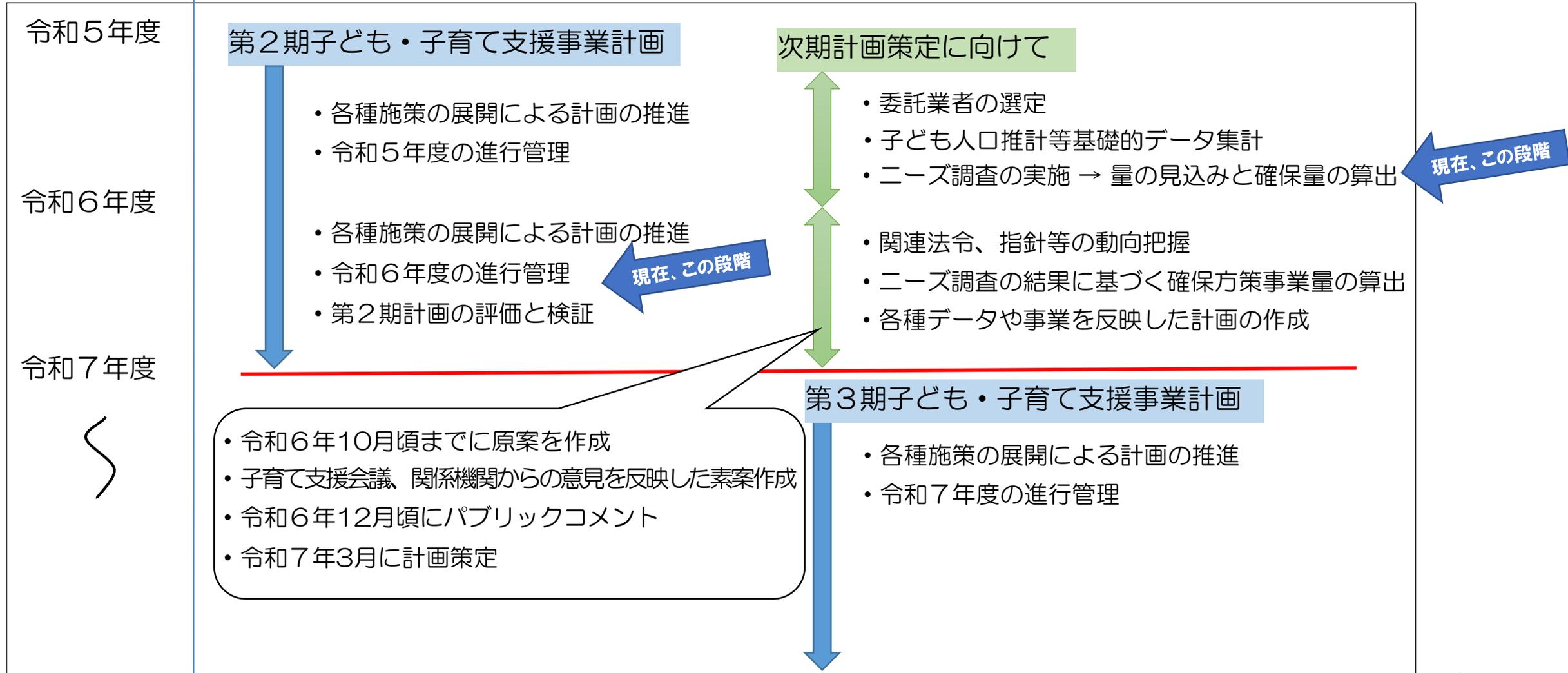
「野洲市子ども・子育て支援事業計画」は「野洲市総合計画」を上位計画とし、他の計画とも施策の調和を図りながら推進するものです。



2. 計画策定のスケジュール等

計画策定の流れ

予定スケジュール



計画策定の流れ

計画策定の作業ステップ

- | | | |
|----------------------------|--------|--------|
| (1) ニーズ調査の実施 | 【R5年度】 | |
| (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 | 【R5年度】 | |
| (3) 子ども・子育て支援に関する情報把握 | 【R5年度】 | 【R6年度】 |
| (4) 現行計画の分析と課題等の整理 | | 【R6年度】 |
| (5) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 | | 【R6年度】 |
| (6) 関係者へのヒアリングの実施 | | 【R6年度】 |
| (7) 法令改正等による対応 | | 【R6年度】 |
| (8) 次期計画の発効に向けた手続き | | 【R6年度】 |

3. 第2期計画の評価と検証について

1. 評価と検証の手法

■第2期計画の振り返り

「野洲市子ども・子育て支援事業計画」では、幼稚園・保育所（園）等や、地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の需給状況について、毎年度の進行管理をしています。

第2期計画の評価と検証は、「第5章 包括的子育て支援施策」に位置付けられたすべての取組を振り返り（実績と課題を総括）、第3期計画に向けての方向性を検討するものです。

■第1期計画の振り返り資料（まとめ）

| 基本目標 1 | | 子育てにやさしい環境づくり | | | | 総括 資料1年度は積み込み | | 次期計画に向けた今後の方向性 | | 計数値 (0増減なし) 計画ページ | |
|--------|--------|---------------|----------------|---------|--|--|---|---|--|-------------------------|---------|
| 基本目標 | 施策の方向性 | 施策名 | 事業名 (取組の組み) | 担当課 | 事業（取組の組み）内容又は確保方策等 | 実績及び評価 | 課題 | 改善案等 | 方向性の判断 | | |
| 1 | (1) | 多様な保育サービスの充実 | 1 | こども課 | 1利用開始による確保 2包括定着については幼稚園・保育所の活用により保育ニーズの対応を図った。 3定員確保による確保 1取組開始後一定の割合で超過・保育所施設整備計画による施設整備計画や、定員超過しなどによる定員確保により、保育ニーズの需給超過の解消を図る。 | 1利用開始による確保 2包括定着については幼稚園・保育所の活用により保育ニーズの対応を図った。 3定員確保による確保 1取組開始後一定の割合で超過・保育所施設整備計画による施設整備計画や、定員超過しなどによる定員確保により、保育ニーズの需給超過の解消を図る。 | 1利用開始による確保 2包括定着については幼稚園・保育所の活用により保育ニーズの対応を図った。 3定員確保による確保 1取組開始後一定の割合で超過・保育所施設整備計画による施設整備計画や、定員超過しなどによる定員確保により、保育ニーズの需給超過の解消を図る。 | 1利用開始による確保 2包括定着については幼稚園・保育所の活用により保育ニーズの対応を図った。 3定員確保による確保 1取組開始後一定の割合で超過・保育所施設整備計画による施設整備計画や、定員超過しなどによる定員確保により、保育ニーズの需給超過の解消を図る。 | 1利用開始による確保 2包括定着については幼稚園・保育所の活用により保育ニーズの対応を図った。 3定員確保による確保 1取組開始後一定の割合で超過・保育所施設整備計画による施設整備計画や、定員超過しなどによる定員確保により、保育ニーズの需給超過の解消を図る。 | 継続 | P25 |
| | | | 2 | 家庭児童相談室 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所せず、必要に応じて養育を行う事業（児童養護施設等（ショートステイ事業）及び夜間看護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託） | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所せず、必要に応じて養育を行う事業（児童養護施設等（ショートステイ事業）及び夜間看護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託） | 確保量一カ所40人日必要なく実施し、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所せず、必要に応じて養育を行う事業（児童養護施設等（ショートステイ事業）及び夜間看護等事業（トワイライトステイ事業））を継続した。（守山市内法人へ委託） | 確保量一カ所40人日必要なく実施し、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所せず、必要に応じて養育を行う事業（児童養護施設等（ショートステイ事業）及び夜間看護等事業（トワイライトステイ事業））を継続した。（守山市内法人へ委託） | 実施に利用が少ないという課題があるが、一時的に実施中の児童が短期に立った場合や発生し得る場合などに対応できるように対応する必要があるため、事業を継続し、必要時に利用できるように事業の活用を図る。 | | P26 P31 |
| | | | 3 | こども課 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の病けりなどの援助を受けることを希望する者や当該援助を行うことを希望する者との相互支援を図る事業（子育て支援センター）を継続する。また事業における運行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検証する。 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の病けりなどの援助を受けることを希望する者や当該援助を行うことを希望する者との相互支援を図る事業（子育て支援センター）を継続する。また事業における運行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検証する。 | 野洲市子ども・子育て支援事業計画（中間検証）に基づき確保量は達成している。 | 運行体制を維持しつつ、必要とされる方への情報提供の充実を図るべく努力を継続し、幼児教育・保育の無償化における影響が顕著かどうかを把握していく。 | 市広域やホームベリーのほか、委託先における取組活動を行う。 幼児教育・保育の無償化による見込量の増計画を行い、確保量を確保する。 | 継続 | P26 P31 |
| | | | 4 | こども課 | 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の病けりなどの援助を受けることを希望する者や当該援助を行うことを希望する者との相互支援を図る事業（子育て支援センター）を継続する。また事業における運行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検証する。 | 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の病けりなどの援助を受けることを希望する者や当該援助を行うことを希望する者との相互支援を図る事業（子育て支援センター）を継続する。また事業における運行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検証する。 | 計画年度で市内幼稚園の所収1,200人日、幼稚園以外3カ所1,500人日、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児）1,000人日を実施した。 | 運行体制を維持しつつ、確保の向上に努め、利用しやすい取組を実施する。 30,000人日以内で、幼稚園以外3カ所では計画年度1,400人日、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児）1,000人日を実施した。 | 野洲市三方よし人材バンクを活用し、一時的に利用できる人材確保を図る。 幼児教育・保育の無償化による見込量の増計画を行い、確保量を確保する。 | 継続 | P27 P32 |

・第2期計画に位置付けられたひとつひとつの事業の振り返り・今後の方向性を関係部署が記載します。

・関係部署の記載内容をとりまとめたものを、第3期計画に「第2期計画の総括」として記載します。

2. 補足調査

■関係課へのヒアリング

前述の調査シートの内容を踏まえ、重要性の高い事業や、新規・拡充事業を所管する関係部署については、必要に応じヒアリングを実施し、第3期計画における事業の方針や考え方について、詳細に整理します。

■市内事業者へのヒアリング

市内で教育・保育事業や子育て支援事業に取り組む事業者に対してヒアリングを実施し、数値的な需給状況だけでなく、現場の課題感や要望を把握することにより、今後の野洲市の需給計画のあり方を検討します。

4. 次回の検討項目

次回の検討項目

- 第2期計画の総括、その他基礎調査結果
- 第3期計画の素案

・・・など